

未成年者の契約



未成年者は社会経験が浅く判断能力が十分ではありません。

そのため、民法では未成年者が契約する場合は、法定代理人である親権者からの同意が必要とされ親権者からの同意がない場合は契約の取り消しができます。

しかし！

未成年者であっても契約の取り消しができない場合もあるのでご注意を！



未成年者であっても契約の取り消しができない場合



- ・ 未成年者が契約時に「20歳以上である」「親の同意を得ている」と偽った場合
- ・ 未成年者が結婚している場合
- ・ お小遣いの範囲内での契約であった場合
- ・ 営業をしている未成年者がその営業にかかわる契約をした場合
- ・ 本人が成人後に追認した場合
- ・ 時効になったとき（成人してから5年）

太宰府市消費生活相談窓口

日時：毎週月・水・金曜日 9：30～16：00（正午～午後1時までは昼休み）

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約は必要ありません。

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

日時：毎月第3木曜日 13：00～16：00

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約が必要です。

〈お問い合わせ先・相談予約申し込み先〉

092-921-2121（内線438）

